



全ト協発第408号(環)

平成27年11月12日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良三



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました。

本通達では、運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請における「住民票の写し」の取り扱いについて、個人番号が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出することとなりますので、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第156号の2
国自貨第 91号の2
国自整第240号の2
平成27年11月9日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところで

す。運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において、提出される住民票の写しのうち、個人番号が記載されている住民票の写しの取扱いについて下記のとおり処理することとしましたので、本通達を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通達しましたので、了解願います。

記

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第25条第2項、第26条第1項及び第27条の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

国自整第244号
 国自安第12月16日号
 国自貨第133号
 国自整第349号
 国自安第203号
 国自貨第611号
 国自整第291号
 国自安第12月25日号
 国自貨第104号
 国自整第555号
 国自安第8月12日号
 平成21年12月16日号
 一部改正
 平成26年3月4日号
 一部改正
 平成26年12月25日号
 一部改正
 平成27年8月12日号

最終改正 国自安第156号
 国自貨第91号
 国自整第240号
 平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩總合事務運輸安全部長 殿

自動車局安政策課長
 自動車局安政貨整課長
 自動車局安政貨整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第2条の2～第24条(略)
 第25条 資格者証の様式及び交付

1.～3.(略)

4. 第2項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年

国自整第244号
 国自安第12月16日号
 国自貨第133号
 国自整第349号
 国自安第203号
 国自貨第611号
 国自整第291号
 国自安第12月25日号
 国自貨第104号
 国自整第555号
 国自安第8月12日号
 平成21年12月16日号
 一部改正
 平成26年3月4日号
 一部改正
 平成26年12月25日号
 最終改正
 平成27年8月12日号

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩總合事務運輸安全部長 殿

自動車局安政策課長
 自動車局安政貨整課長
 自動車局安政貨整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第2条の2～第24条(略)
 第25条 資格者証の様式及び交付

1.～3.(略)

法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

5. 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し、自動車運転免許証等公的な機関が発行したもので、申請者の氏名及び生年月日が証明できるもの(自動車運転免許証は写しで可。)をいう。

6. 第2項に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。
(1)～(3)(略)

第26条 資格者証の訂正

1. 資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

2. 第1項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第27条 資格者証の再交付

1. 資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日及び理由等必要な事項を記載しておくこと。

2. 「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第28条～第31条(略)

4. 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し、自動車運転免許証等公的な機関が発行したもので、申請者の氏名及び生年月日が証明できるもの(自動車運転免許証は写しで可。)をいう。

5. 第2項に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。
(1)～(3)(略)

第26条 資格者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

第27条 資格者証の再交付

資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日、理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

第28条～第31条(略)

別紙

国自安第156号
国自貨第91号
国自整第240号
平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところである。

運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において、提出される住民票の写しのうち、個人番号が記載されている住民票の写しの取扱いについて下記のとおり処理することとし、本通達を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知願います。

なお、本改正については、別紙のとおり関係団体あて通知したので、申し添える。

記

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第25条第2項、第26条第1項及び第27条の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。